大気規制の手引

令和６年４月

北九州市環境局
環境監視部環境監視課

目　　次

Ⅰ　大気汚染防止法による規制……1

1　ばい煙発生施設
2　揮発性有機化合物排出施設
3　一般粉じん発生施設
4　水銀排出施設
5　特定粉じん排出等作業
6　届出・報告要領

Ⅱ　ダイオキシン類対策特別措置法による規制……36

1　特定施設（大気基準適用施設）
2　測定及び報告義務
3　届　出　要　領

Ⅲ　公害防止組織の整備……38

1　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
2　公害防止条例

Ⅳ　北九州市公害防止条例による規制……40

1　指　定　施　設
2　公害防止担当者
3　届　出　要　領
4　北九州市への特定粉じん排出等作業の完了報告

Ⅴ　悪臭防止法による規制……43

《参　考》

・　大気汚染に係る環境基準……45

1　環境基本法に基づく大気の汚染に係る環境基準
　二酸化いおう等6物質の環境基準
　ベンゼン等有害大気汚染物質の環境基準
2　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気の汚染に係る環境基準

・　各種届出等様式……46

Ⅰ　大気汚染防止法による規制

1　ばい煙発生施設

大気汚染防止法では、工場及び事業場における事業活動に伴い発生するばい煙の排出等を規制しています。ばい煙発生施設（下表参照）を設置または変更しようとする者は、あらかじめ市長に所定の事項を届け出なければなりません（届出の時期は「6　届出・報告要領」（P35）を参照）。

ばい煙発生施設　（大気汚染防止法施行令別表第1）

項	施　設	規　模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く） ［小型ボイラー ： 伝熱面積 10m^2 未満で 50ℓ/h 以上 ］	燃料の燃焼能力 50ℓ/h（重油換算）以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力 20t/日以上、又はバーナーの燃料燃焼能力 50ℓ/h（重油換算）以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）及び焙焼炉（14 項に掲げるものを除く）	原料の処理能力 1t/h 以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉及び平炉（14 項に掲げるものを除く）	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに 14 項及び 24 項～26 項に掲げるものを除く）	火格子面積 1m^2 以上、羽口面断面積 0.5m^2 以上、バーナーの燃料燃焼能力が 50ℓ/h（重油換算）以上、又は変圧器の定格容量 200kVA 以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/h 以上
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料燃焼能力 6ℓ/h（重油換算）以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積 1m^2 以上、又はバーナーの燃料燃焼能力 50ℓ/h（重油換算）以上、又は変圧器の定格容量 200kVA 以上
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む）及び直火炉（26 項に掲げるものを除く）	
11	乾燥炉（14 項及び 23 項に掲げるものを除く）	
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m^2 以上、又は焼却能力 200kg/h 以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力 0.5t/h 以上、又は火格子面積 0.5m^2 以上、又は羽口面断面積 0.2m^2 以上、又はバーナーの燃料燃焼能力 20ℓ/h（重油換算）以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.1m^3 以上

16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 50kg/h 以上
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	バーナーの燃料燃焼能力 3ℓ/h（重油換算）以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力 50kg/h 以上
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量 30kA 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力 80kg/h 以上、又はバーナーの燃料燃焼能力 50ℓ/h（重油換算）以上、又は変圧器の定格容量 200kVA 以上
22	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設（密閉式のものを除く）	伝熱面積 $10m^2$ 以上、又はポンプの動力 1kW 以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/h 以上、又は火格子面積 $1m^2$ 以上、又はバーナーの燃料燃焼能力 50ℓ/h（重油換算）以上
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料燃焼能力 10ℓ/h（重油換算）以上、又は変圧器の定格容量 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料燃焼能力 4ℓ/h（重油換算）以上、又は変圧器の定格容量 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 $0.1m^3$ 以上、バーナーの燃料燃焼能力 4ℓ/h（重油換算）以上、又は変圧器の定格容量 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100kg/h 以上
28	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
29	ガスタービン	燃料燃焼能力 50ℓ/h（重油換算）以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料燃焼能力 35ℓ/h（重油換算）以上
32	ガソリン機関	

《参　考》

規模要件に係る燃料の重油換算（S46 環大企第 5 号、環境庁大気保全局長通知）

燃料の種類	燃料の量	重油換算量
液体燃料	1　ℓ	1　ℓ
気体燃料	1.6　m^3_N	1　ℓ
固体燃料	1.6　kg	1　ℓ

但し、ガス機関、ガソリン機関の場合は次のとおり

・ 気体燃料 ： 重油換算量（ℓ/h） ＝ 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力（m^3_N /h）

換算係数 ＝ 気体燃料の発熱量（kJ/m^3_N） ÷ 40,186.08（kJ/ℓ）

・ 液体燃料 ： 重油換算量（ℓ/h） ＝ 液体燃料の燃焼能力（ℓ/h）

(1) 硫黄酸化物の排出基準

硫黄酸化物の排出基準は、政令で定める地域ごとに制定されるＫの値による規制（Ｋ値規制）が適用されます。また、一定規模以上の工場や事業場（「特定工場等」という。）に対しては併せて総量規制が適用され、特定工場等以外の工場や事業場(一般の工場・事業場）については燃料規制が適用されます。

・特　定　工　場　等　：Ｋ値規制と総量規制
・一般の工場・事業場　：Ｋ値規制と燃料規制

① Ｋ値規制

ア）対　象

すべてのばい煙発生施設に適用されます(法規則第３条)。

イ）基　準

基準式は、次のとおりです

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q　：排出が許容される硫黄酸化物の量（Nm^3/h）
K　：地域ごとに定める値
He　：補正された排出口（煙突）の高さ（m）

※　但し、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関のうち、専ら非常時において用いられるものについては、当分の間、Ｋ値規制を適用しません。

ウ）北九州市域に制定されるＫ値

	Ｋ値	対　象　施　設	根拠
排　出　基　準	3.5	S49.3.31 までに設置	法規則別表第1
特別排出基準	1.75	S49.4.1 以後設置	法規則第7条1項2号

《参　考》　He の計算方法

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{(QV)}}{1+\frac{2.58}{V}}$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{(QV)}}\left(1{,}460 - 296\frac{V}{T-288}\right)+1$$

$$Ht = 2.01\times10^{-3}Q\,(T-288)\left(2.30\ \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$He = H_0 + 0.65(Hm + Ht)$$

H_0　：排出口の実高（m）
Hm：排出口における上昇高さ（m）
Ht：大気との温度差による上昇高さ（m）
Q　：15℃における排出ガス量（m^3 /s）
V　：排出ガスの速度（m/s）
T　：排出ガス温度（K）

《注　意》

以下の場合、煙突の補正は行わず、
煙突の高さ ＝ 煙突の補正高さです。 (Hm ＝ 0、Ht ＝ 0 として算出)
ⅰ　煙突の上部に傘がついている場合
ⅱ　煙突の排出口が横向きの場合
ⅲ　ⅱ以外で排出口の向きが地面に対して鉛直方向でない場合

② 総量規制

ア）対 象

一工場又は一事業場において設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（予備の施設は除く。）を定格能力で使用する場合に使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が 1 時間当たり 1kℓ以上の工場又は事業場（「特定工場等」という。）に適用します(法規則第 7 条の 2、S50 環境庁告示第 13 号、S51 福岡県告示第 1877 号)。

「硫黄酸化物に係るばい煙発生施設」とは、大気汚染防止法施行令別表第1の 1～14 の項、18 の項、21 の項、23～26 の項及び 28～32 の項のばい煙発生施設です。

イ）基 準

基準式は次表のとおり。（S51 福岡県告示第 1877 号）

ただし、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関のうち、専ら非常時において用いられるものについては当分の間、総量規制基準を適用しません(S62、H2 規則附則)。

総 量 規 制 の 基 準 式

	特 定 工 場 等 の 区 分	基 準 式
総 量 規 制 基 準	S51.12.28 前に設置された工場・事業場であって同日以後ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更がない特定工場等	$Q = 3.78W^{0.84}$
特別総量規制基準	S51.12.28 以後新たにばい煙発生施設が設置された特定工場等（一工場・一事業場でばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された特定工場等	$Q = 3.78W^{0.84} + 0.3 \times 3.78\{(W + Wi)^{0.84} - W^{0.84}\}$

Q ： 排出が許容される硫黄酸化物の量（m^3_N/h）

W ： S51.12.28 現在特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で使用する場合に使用される燃原料の量を重油の量に換算した 1 時間当たりの合計量（kℓ/h）

Wi ： S51.12.28 以後特定工場等に設置されたすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で使用する場合に使用される燃原料の量を重油の量に換算した 1 時間当たりの合計量（kℓ/h）

《参　考》　総量規制に係る重油換算値（S50 環境庁告示第 13 号、S51 福岡県告示第 1877 号）

		原料又は燃料の量	重油換算値
原料の種類	鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	1 kg	0.23 L
	ガラス製造の用に供する溶融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る。）	1 kg	0.34 L
	硫酸の製造の用に供する焙焼炉において用いられる硫黄	1 kg	0.93 L
	硫化鉄焙焼炉において用いられる原料	1 kg	0.44 L
	都市ごみ	1 kg	0.15 L
	廃棄物焼却炉において処理される産業廃棄物	当該廃棄物の処理に伴い平均的に発生する硫黄酸化物の量に該当する量の硫黄酸化物を、燃焼に伴い発生する重油の量。ただし、重油 1L 当たり 0.00189m^3_N/h の SO_2 量を発生するものとする。	
燃料の種類	原油、軽油	1 L	0.95 L
	ナフサ、灯油	1 L	0.90 L
	液化天然ガス（LNG）	1 kg	1.3 L
	液化石油ガス（LPG）	1 kg	1.2 L
	副生油（石炭、石油等の処理に伴い発生するもので、いわゆる自然油、炭化水素油及びカーボンブラック原料を含む。）	1 L	1.00 L
	石炭	1 kg	0.60 L
	コークス（キューポラ用も含む。）	1 kg	0.70 L
	都市ガス(4,500 kcal/m^3_N の発熱量を有するもの)(7C など)	1 m^3_N	0.45 L
	都市ガス(11,000 kcal/m^3_N の発熱量を有するもの)(13A など)	1 m^3_N	1.11 L
	コークスガス（COG）	1 m^3_N	0.48 L
	転炉ガス	1 m^3_N	0.20 L
	高炉ガス	1 m^3_N	0.08 L
	木くず（ボイラーに用いるものに限る。）	1 kg	0.30 L
	その他の燃料	当該燃料の量 1 単位に相当する発熱量を有する重油の量。ただし、重油の発熱量は 9,900kcal/L とする。	

③ 燃料規制

ア）対 象

一工場又は一事業場において設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（予備の施設は除く。）を定格能力で使用する場合に使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が 1 時間当たり 50ℓ以上 1kℓ未満の工場又は事業場。

イ）基 準

対象となる工場又は事業場で使用される重油及びその他の石油系燃料の硫黄含有率は、0.6%以下です。

ただし、排煙脱硫装置が設置されている施設で使用される燃料の硫黄含有率は、当該排煙脱硫施設の捕集効率に応じたものとします(S51 福岡県告示第 1878 号)。

また、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものについては、当分の間、燃料使用基準を適用しません(S63 福岡県告示第 153 号、H3 福岡県告示第 196 号)。

《参 考》 一般的な燃料の名称、比重、硫黄分

燃料の名称		比重	硫黄分（%）
液体燃料	A 重油	0.86	0.1～1.0
	B 重油	0.89	約 1.0
	C 重油	0.95	0.1～5.0
	灯油	0.79	0.008 未満
固体燃料	石炭	1.02	0.62
	コークス	1.15	1.04
	木材	0.43	0.05
	（一般廃棄物）	0.23	0.11
気体燃料	都市ガス（13A）	0.64	0.00
	LPG	0.68	0.19
	コークス炉ガス	0.48	0.03

⑵ ばいじんの排出基準

① 排出基準の適用

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出ガス1立方メートル当たりのばいじんの量（濃度）で全国一律の基準として定められています。昭和57年6月1日より新排出基準が適用され、新たに標準酸素濃度方式が採用された。改正後の一般排出基準及び特別排出基準の適用要件は次表のとおりです。

ばいじんの排出基準の適用要件

	適用施設	備考
一般規制基準	S57.5.31までに設置された施設	S46.6.24からS57.5.31までに設置された施設については、旧特別排出基準と一般排出基準とを比較して厳しい方の基準が適用されます。(S57.5.28規則附則6項)
特別排出基準	S57.6.1以後に設置された施設	

② 施設ごとの排出基準

ア）施設の規模

施設を定格能力で運転する時の湿り排ガス量を示す(万 m^3_N /h)。

イ）標準酸素濃度換算

排ガス中の残存酸素濃度に応じて次式により補正します。

$$C = Cs \times \frac{21 - On}{21 - Os}$$

C　：排ガス中の換算ばいじん濃度（g/m^3_N）

Cs　：排ガス中の実測ばいじん濃度（g/m^3_N）

On　：標準酸素濃度（%）

Os　：排ガス中の酸素濃度　(%) ※

※　ただし、20%をこえるときは20%とします

ばいじんの排出基準

項番号	施設名		規模 (万 m^3_N/h)	排出基準 (g/m^3_N) S46.6.23 以前	 S46.6.24 ～S57.5.31	 S57.6.1 以後	 On (%)	備考
1	ボイラー	ガス専焼	4 以上 4 未満 小型ボイラー	0.05 0.10 適用猶予	0.05 0.10 適用猶予	0.03 0.05 適用猶予	5 5	
		液体専焼並びに ガス・液体混焼	20 以上 4～20 1～4 1 未満 小型ボイラー	0.07 0.18 0.25 0.30 On=Os 適用猶予	0.05 0.05 0.20 0.20 On=Os 適用猶予	0.04 0.05 0.15 0.15 On=Os 適用猶予	4 4 4 4	
		紙のパルプの製造に 伴う黒液の専焼・混焼	20 以上 4～20 4 未満 小型ボイラー	0.20 0.35 0.35 適用猶予	0.15 0.20 0.30 適用猶予	0.10 0.15 0.15 0.15(注)	Os Os Os Os	注) S60.9.9 以前に設置された小型ボイラーについては、当分の間、適用しない。また、S60.9.10 から H2.9.9 までの間に設置されたものは当分の間ばいじん量は 0.30 グラムとする。
		石炭燃焼	20 以上 4～20 4 未満 小型ボイラー	0.15 0.25 0.35 適用猶予	0.10 0.20 0.30 適用猶予	0.05 0.10 0.15 0.15	6 6 6 6	注) と同様。 5,000kcal/kg 以下の石炭専焼ボイラーについては 0.70 グラム (On=Os) とする。
		石油精製用触媒 再生塔附属	小型ボイラー以外 小型ボイラー	0.30 適用猶予	0.20 適用猶予	0.15 0.15	4 4	注) と同様。
		前記を除く	4 以上 4 未満 小型ボイラー	0.30 On=Os 0.40 On=Os 適用猶予	0.20 On=Os 0.20 On=Os 適用猶予	0.15 On=Os 0.20 On=Os 0.20 On=Os	6 6 6	注) と同様。
2	ガス発生炉			0.05	0.05	0.03	7	
	ガス加熱炉			0.10	0.10	0.03	7	
3	焙焼炉		4 以上 4 未満	0.10 0.15	0.10 0.15	0.05 0.10	Os Os	
	焼結炉	フェロマンガン製造用		0.20	0.20	0.10	Os	
		前記を除く		0.15	0.15	0.10	Os	
	煆焼炉		4 以上 4 未満	0.25 0.30	0.20 0.20	0.10 0.15	Os Os	
4	溶鉱炉	高炉		0.05	0.05	0.03	Os	
		前記を除く	4 以上 4 未満	0.15 0.40	0.10 0.15	0.08 0.08	Os Os	
	転炉		燃焼型 燃焼型以外	0.13 0.10	0.10 0.10	0.08 0.08	Os Os	
	平炉		4 以上 4 未満	0.10 0.20	0.10 0.20	0.05 0.10	Os Os	
5	金属溶解炉		4 以上 4 未満	0.10 0.20 *0.30	0.10 0.20	0.05 0.10	Os Os	*アルミニウムの地金、合金又は再生用反射炉
6	金属加熱炉		4 以上 4 未満	0.15 On=Os 0.25 On=Os	0.10 On=Os 0.20 On=Os	0.08 On=Os 0.10 On=Os	11 11	
7	石油加熱炉		4 以上 4 未満	0.10 0.15 *0.18	0.10 0.10	0.05 0.08	6 6	*潤滑油製造 (排ガス量 1 万 m^3_N 未満)
8	石油精製用触媒再生塔			0.30	0.20	0.15	6	
8の2	石油ガス硫黄回収装置のうち燃焼炉			0.10	0.10	0.05	8	

項番号	施設名			規模 (万 m^3_N/h)	排出基準 (g/m^3_N) S46.6.23 以前	S46.6.24 ～S57.5.31	S57.6.1 以後	On (%)	備考
9	焼成炉	石灰焼成炉	土中釜		0.40	0.40	0.20	15	
			前記を除く		0.30	0.30	0.15	15	
		セメント焼成炉		4 以上 4 未満	0.10 0.20	0.10 0.10	0.05 0.05	10 10	
		耐火物レンガ又は耐火物原料製造用		4 以上 4 未満	0.10 0.20	0.10 0.20	0.05 0.10	18 18	
		前記を除く		4 以上 4 未満	0.15 On=Os 0.25 On=Os	0.10 On=Os 0.20 On=Os	0.08 On=Os 0.15 On=Os	15 15	
	溶解炉	板ガラス又はガラス繊維製造用		4 以上 4 未満	0.10 0.15	0.10 0.15	0.05 0.08	15 15	
		光学・電気ガラス又はフリット製造用		4 以上 4 未満	0.10 0.30	0.10 0.15	0.05 0.08	16 16	
		前記を除く		4 以上 4 未満	0.10 0.20	0.10 0.10	0.08 0.10	15 15	
10	反応炉及び直火炉			4 以上 4 未満	0.15 0.20 *0.30	0.10 0.20	0.08 0.10 *0.15	6 6	On は当分の間、全施設とも Os とする。 *活性炭製造用反応炉 (排ガス量 1 万 m^3_N 未満)
11	乾燥炉	骨材乾燥炉			0.50 *0.60	0.40	0.20	16※	*排ガス量2 万m^3_N未満の施設
		前記を除く		4 以上 4 未満	0.15 0.30	0.10 0.20	0.08 0.10	16※ 16※	S46.6.23 以前に設置された排ガス量 1 万 m^3_N 未満の施設については 0.35 グラムとする。
12	電気炉	合金鉄 (珪素 40%以上) 製造用			0.20	0.20	0.10	Os	
		合金鉄 (珪素 40%未満) 及びカーバイド製造用			0.15	0.15	0.08	Os	
		前記を除く			0.10	0.10	0.05	Os	
13	廃棄物焼却炉			焼却能力	H10.7.1 以前		H10.7.1 以後		
				4t/h 以上 2～4t/h 未満 2t/h 未満	0.08 0.15 0.25		0.04 0.08 0.15	12 12 12	
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用	焙焼炉		4 以上 4 未満	0.10 0.15	0.10 0.15	0.05 0.08	Os Os	
		焼結炉			0.15	0.15	0.10	Os	
		溶鉱炉			0.15	0.15 *0.10	0.08	Os	*排ガス量4 万m^3_N以上の施設
		転炉			0.15	0.10 *0.15	0.08	Os	*燃焼型のもの
		溶解炉		4 以上 4 未満	0.10 0.20	0.10 0.20	0.05 0.10	Os Os	
		乾燥炉		4 以上 4 未満	0.18 0.30	0.10 0.20	0.08 0.10	16※ 16※	
18	活性炭製造用 (塩化亜鉛を使用) 反応炉				0.30	0.30	0.15	6	
20	アルミニウム製錬用電解炉				0.05	0.05	0.03	6	
21	燐等の製造用施設	焼成炉			0.15	0.15	0.08	15	
		溶解炉			0.20	0.20	0.10	Os	
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用施設	乾燥炉			0.10	0.10	0.05	16※	
		焼成炉			0.15	0.15	0.08	15	
24	鉛二次精錬用溶融炉			4 以上 4 未満	0.10 0.20	0.10 0.20	0.05 0.10	Os Os	
25	鉛蓄電池製造用溶解炉			4 以上 4 未満	0.10 0.15	0.10 0.15	0.05 0.08	Os Os	

項番号	施設名		規模 (万 m^3_N/h)	排出基準 (g/m^3_N)				備考
				S46.6.23 以前	S46.6.24 ～S57.5.31	S57.6.1 以後	On (%)	
26	鉛系顔料製造用施設	溶解炉	4 以上 4 未満	0.10 0.15	0.10 0.15	0.05 0.08	Os Os	
		反射炉		0.10	0.10	0.05	Os	
		反応炉 (硝酸鉛製造用を除く)		0.05	0.05	0.03	6	
28	コークス炉			0.15	0.15	0.10	7	
29	ガスタービン					S63.2.1 以降 0.04	16	S63.1.31 以前設置のものは当分の間適用猶予 非常用施設については当分の間適用猶予
30	ディーゼル機関					S63.2.1 以降 0.08	13	
31	ガス機関			0.05	0.05	0.04	0	非常用施設については当分の間適用猶予
32	ガソリン機関			0.05	0.05	0.04	0	

(注意事項)

(1) 熱源として電気を使用する施設は On=Os とする。　(2) ※の直接熱風乾燥炉については On=Os とする。

(3) 窒素酸化物の排出基準

① 排出基準の適用

窒素酸化物の排出基準は、施設の種類等（新設・既設別、燃料の種類規模）ごとに、全国一律に排出口における濃度（許容限度）として定められています。

② 窒素酸化物の排出基準

施設ごとの窒素酸化物の排出基準は、次表のとおりです。

ア）施設の規模

施設を定格能力で運転する時の湿り排ガス量を示す(万 m^3_N /h)。

イ）標準酸素濃度換算

排ガス中の残存酸素濃度に応じて次式により補正します。

$$C = Cs \times \frac{21 - On}{21 - Os}$$

C　：排ガス中の換算窒素酸化物濃度（ｐｐｍ）
Ｃｓ：排ガス中の実測窒素酸化物濃度（ｐｐｍ）
Ｏｎ：標準酸素濃度（%）
Ｏｓ：排ガス中の酸素濃度　(%) ※
※　ただし、20%をこえるときは20%とします

ただし、「板ガラス・ガラス繊維製造用溶融炉」「光学ガラス・電気ガラス・スリット製造用溶融炉」「前記を除くガラス製造用溶融炉」のうち、専ら酸素を用いて燃焼を行うものは次式を用いる（H14.5.15 環管大 160 号）。

$$C = Cs \times \frac{21 - On}{21 - Os} \times \frac{1}{4}$$

ウ）適用除外施設

（ｉ）次表に記載されていない施設
（ii）熱源として電気を使用する施設
（iii）金属溶解炉（令別表第 1 の 5）のうちキュポラ
（iv）備考欄記載施設

エ）注意事項

除外時間

施　　設	除 外 時 間	備　　考
通常高炉ガスを燃焼させるコークス炉	高炉ガスの供給が停止した時	S52.6.16 環大規第 136 号
反応炉のうちカーボンブラック製造用燃焼施設	原料をカットしたとき	S54.8.2 環大規第 177 号

平均化時間

施　設　名	平均化時間	備　　考
セメント焼成炉	24 時間	S50.12.13 環大規第 263 号
光学ガラス製造用溶融炉	24～48 時間	S54.8.2 環大規第 177 号
合成スピネル製造用キルン	20 時間	
板ガラス及びガラス繊維製造用溶融炉	24 時間	
電気ガラス製造用溶融炉	16 時間	
その他のガラス製造用溶融炉	8 時間	
アルミナか焼炉	24 時間	
焼結アルミナ焼成キルン	18 時間	
合成ムライト製造用キルン	15 時間	
シャモット製造用キルン	20 時間	
マグネシヤクリンカ製造用焼成炉	22 時間	
耐火レンガ製造用焼成炉	12 時間	
石灰焼成炉	8 時間	
焼結炉（ペレット焼成炉を含む）	8 時間	
金属加熱炉（連続式に限る）	3 時間	

※ 上表の施設において、ばい煙の排出特性が該当する平均化時間によりがたいと本市が認める場合には、別の平均化時間を設定することができます。

また、燃料の不均質等によりばい煙量またはばい煙濃度が著しく変動する上表以外の施設においても本市が認める場合には、24 時間を超えない範囲で平均化時間を設定することができます。

《参　考》北九州市窒素酸化物対策指導要綱

ア）大規模工場・事業場対策

一工場又は一事業場において設置されている全ての窒素酸化物に係るばい煙発生施設を、定格能力で使用する場合の原料及び燃料の使用量を重油の量に換算したものの合計が、1 時間当たり 5kℓ以上である工場又は事業場（大規模工場又は事業場）において、窒素酸化物の許容排出総量を設けています。

指導基準は、次式で算出される窒素酸化物の量以下です。

$$Q = 0.96 \times \{\Sigma\ (C \times V)\}^{0.95}$$

Q　：大規模工場等において排出が許容される窒素酸化物の量（m^3_N /h）

C　：ばい煙発生施設ごとに定められた値

V　：大規模工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量（m^3_N/h）

イ）その他の工場・事業場対策

ばい煙発生施設の新設及び更新時において、低 NOx バーナーの設置等、低 NOx 技術の採用を指導しています。

窒素酸化物の排出基準

項	施設名		規模（万 m^3_N/h）	排出基準（ppm）S48.8.9 以前	S48.8.10 ～S50.12.9	S50.12.10 ～S52.6.17	S52.6.18 ～S54.8.9	S54.8.10 以後	On（%）	備考
1	ボイラー	ガス専焼	50 以上	130	130	100	60	60	5	小型ボイラーについては当分の間適用を受けない
			10～50	130	130	100	100	100		
			4～10	130	130	130	100	100		
			1～4	150	150	130	130	130		
			1 未満	150	150	150	150	150		
	固体燃焼ボイラー		規模（万 m^3_N/h）	S48.8.9 以前	S48.8.10 ～S50.12.9	S50.12.10 ～S52.6.17	S52.6.18 ～S58.9.9	S58.9.10 ～S62.3.31	S62.4.1 以後	
	再燃再生抽気複水式自然循環型		50～70		420 ①					6	①S59.12.31 までに固体燃焼となった場合 ②S54.8.9 以前に設置されたものは除く ③当分の間適用 ④S59.9.9 以前に設置されたものに限る ⑤当分の間350ppm 注）S60.9.10 以降設置の小型ボイラーは350ppm
	低品位炭専焼	火炉分割壁型放射伝熱器	50 以上	550						
		前記を除く	30 以上	480						
	石炭専焼前面燃焼自然循環型		20～25	480						
	石炭燃焼接線型チルチングバーナー型		100 以上	430						
	石炭専焼流動層燃焼方式		1～4				380 ②			
			0.5～1				390 ②			
	石炭燃焼散布式ストーカ型		4～10					320	320 ③	
	流動層燃焼方式のもの		4 未満					360 ④		
	前記を除く		70 以上	400	300	300	300	300	200	
			50～70	420	300	300	300	300	250	
			20～50	420	350	300	300	300	250	
			4～20	450	350	300	300	300	250	
			0.5～4	450	380	350	350	300 ⑤	300 ⑤	
			0.5 未満	480	480	480	380	300 ⑤	300 ⑤	
	液体燃焼ボイラー	原油タール燃焼 硫黄酸化物処理施設付で 100 万 m^3_N/h 未満	50～100	210	180	150	130	130	4	※S52.9.10 ～S54.8.9 までに設置されたものは180ppm 注）S52.9.9 以前に設置された 0.5 万 m^3_N/h 未満の過負荷型については適用を受けない 小型ボイラーの基準 ①軽質液体燃料を専焼・ガス混焼のものは当分の間適用を受けない ②それ以外の液体燃料 S60.9.10～H2.9.9 に設置300ppm H2.9.10 以後設置 260ppm
			10～50	210	180	150	150	150		
			4～10	280	180	150	150	150		
			1～4	280	280	150	150	150		
			1 未満	280	280	280	※280	180		
		原油タール燃焼 前記を除く	50 以上	180	180	150	130	130		
			10～50	190	180	150	150	150		
			4～10	250	180	150	150	150		
			1～4	250	250	150	150	150		
			1 未満	250	250	250	※250	180		
		原油タール以外の液体燃焼 硫黄酸化物処理施設付で 100 万 m^3_N/h 未満	50～100	210	180	150	130	130		
			10～50	210	180	150	150	150		
			4～10	210	180	150	150	150		
			1～4	250	250	150	150	150		
			1 未満	280	280	280	※280	180		
		原油タール以外の液体燃焼 前記を除く	50 以上	180	180	150	130	130		
			10～50	190	180	150	150	150		
			4～10	190	180	150	150	150		
			1～4	230	230	150	150	150		
			1 未満	250	250	250	※250	180		
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	水素ガス発生炉のうち天井バーナ型		360	360	360	360	150	7	
		前記を除く		170	170	170	170	150		
3	焙焼炉			250	250	250	250	220	14	
	焼結炉	ペレット焼成炉 ガス燃焼	1 以上	540	540	540	220	220	15	
			1 未満	540	540	540	540	220		
		ペレット焼成炉 前記を除く	1 以上	300	300	300	220	220		
			1 未満	300	300	300	300	220		
		前記を除く	10 以上	260	260	260	220	220		
			1～10	270	270	270	220	220		
			1 未満	300	300	300	300	220		
	焼成炉	アルミナ製造用	1 以上	350	350	350	200	200	10	
			1 未満	350	350	350	350	200		
		前記を除く		200	200	200	200	200		

項	施設名			規模 (万 m^3_N/h)	排出基準 (ppm) S48.8.9 以前	S48.8.10 ～S50.12.9	S50.12.10 ～S52.6.17	S52.6.18 ～S54.8.9	S54.8.10 以後	On (%)	備考
4	溶鉱炉				120	120	120	120	100	15	
5	金属溶解炉				200	200	200	200	180	12	キュポラは適用除外
6	金属 加熱炉	ラジアントチューブ型		10 以上 1～10 0.5～1 0.5 未満	200 200 200 200	200 200 200 200	100 150 200 200	100 150 150 180	100 150 150 180	11	
		鍛接鋼管用加熱炉		10 以上 1～10 0.5～1 0.5 未満			100	100 180 150 180	100 180 150 180		
		前記を除く		10 以上 1～10 0.5～1 0.5 未満	160 170 170 200	160 170 170 200	100 150 170 200	100 130 150 180	100 130 150 180		
7	石油 加熱炉	硫黄酸化物処理装置付		0.5～1	190	190	190	150	150	6	
		炉床式バーナー型エチレン製造用分解炉		1～4	280	280	150	130	130		
		前記を除くエチレン製造用分解炉		1～4	180	180	150	130	130		
		エチレン製造用 独立加熱炉		4～10 1～4	180 180	180 180	100 150	100 130	100 130		
		空気予熱器付メタノール製造用改質炉		4～10	430	430	100	100	100		
		前記を除く		4 以上 1～4 0.5～1 0.5 未満	170 180 180 200	170 170 180 200	100 150 180 200	100 130 150 180	100 130 150 180		
8	石油精製用触媒再生塔				300	300	300	300	250	6	
8の2	石油ガス硫黄回収装置のうち燃焼炉				300	300	300	300	250	8	
9	石灰焼成炉のうち ガス燃焼ロータリーキルン				300	300	300	300	250	15	
	セメント 焼成炉	湿式		10 以上 10 未満			250	250 350	250 350	10	
		前記を除く		10 以上 10 未満	480 480	480 480	250 480	250 350	250 350		
	耐火レンガ・耐火物原料製造用焼成炉				450	450	450	450	400	18	
	板ガラス・ガラス繊維製品製造用溶融炉				400	400	400	400	360	15	
	光学ガラス・電気ガラス・フリット製造用溶融炉				900	900	900	900	800	16	
	前記を除くガラス製造用溶融炉				500	500	500	500	450	15	
	その他の焼成炉・溶融炉				200	200	200	200	180	15	
10	反応炉 ・ 直火炉	硫酸カリウム製造用反応炉			250	250	250	250	180	6	※この基準の適用にあっては On=15
		硫酸製造用反応炉で NOx 触媒のもの			※700	※700	※700	※700	180		
		前記を除く			200	200	200	200	180		
11	乾燥炉				250	250	250	250	230	16	
13	廃棄物 焼却炉	連続炉	浮遊回転燃焼式	4 以上 4 未満	900 900	900 900	900 900	450 900	450 450	12	注) 特殊廃棄物とはニトロ化合物、アミノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物
			特殊廃棄物焼却炉	4 未満	900	900	900	900	700		
			前記を除く	4 以上 4 未満	300 300	300 300	300 300	250 300	250 250		
		前記を除く		4 以上				250	250		

項	施設名			規模（万 m^3_N/h）	排出基準（ppm） S48.8.9 以前	S48.8.10 ～S50.12.9	S50.12.10 ～S52.6.17	S52.6.18 ～S54.8.9	S54.8.10 以後	On (%)	備考
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用施設	焙焼炉			250	250	250	250	220	14	
		焼結炉			300	300	300	300	220	15	
		溶鉱炉	亜鉛の鉱滓処理炉（石炭・コークスを使用するもの）		450	450	450	450	450	15	
			亜鉛の立型蒸留炉		230	230	230	230	100		
			前記を除く		120	120	120	120	100		
		溶解炉	銅の精製炉でアンモニアを還元剤として利用するもの		330	330	330	330	330	12	
			前記を除く		200	200	200	200	180		
		乾燥炉			200	200	200	200	180	16	
18	活性炭製造用反応炉				200	200	200	200	180	6	
21	燐等の製造用施設	焼成炉			200	200	200	200	180	15	
		溶解炉			650	650	650	650	600		
23	ﾄﾘﾎﾟﾘ燐酸ﾅﾄﾘｳﾑ製造用施設	乾燥炉			200	200	200	200	180	16	
		焼成炉			200	200	200	200	180	15	
24	鉛の第二次精錬用溶解炉				200	200	200	200	180	12	
25	鉛蓄電池製造用溶解炉				200	200	200	200	180	12	
26	鉛系顔料製造用施設	溶解炉			200	200	200	200	180	★12	★鉛酸化物の製造用は On=Os ※硝酸鉛製造用は On=Os
		反射炉			200	200	200	200	180	15	
		反応炉			200	200	200	200	180	★※6	
27	硝酸製造施設				200	200	200	200	200	Os	
28	コークス炉	オットー式		10 以上 10 未満			200	170 170	170 170	7	
		前記を除く		10 以上 10 未満	350 350	350 350	200 350	170 170	170 170		

項	施設名			規模（万 m^3_N/h）	排出基準（ppm） S63.1.31 以前	S63.2.1 ～H1.7.31	H1.8.1 ～H3.1.31	H3.2.1 ～H6.1.31	H6.2.1 以後	On (%)	備考
29	ガスタービン	ガス専焼		4.5 以上 4.5 未満		70 90	70 70	70 70	70 70	16	注）非常用施設については当分の間適用猶予
		液体燃料		4.5 以上 4.5 未満		100 120	100 100	70 70	70 70		
30	ディーゼル機関	シリンダー内径400mm 以上				1600	1400	1200	1200	13	
		前記を除く				950	950	950	950		
31	ガス機関				2000	2000	2000	1000	600	0	
32	ガソリン機関				2000	2000	2000	1000	600	0	

（注　意）　硫黄酸化物処理施設とは、ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設であって当該ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物の量を排出口から大気中に排出する際に80%以上削減する性能を有するもの

(4) 有害物質の排出基準

有害物質の排出基準は、有害物質の種類及び施設の種類ごとに基準が定められています。

有害物質の排出基準

	項	施設の種類		基準値 (mg/m^3_N)
①カドミウム及びその化合物				
	9	ガラス溶融炉	原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	1.0
	14	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	全施設	
	15	カドミウム乾燥施設		
②塩素				
	16～19	塩素急速冷却施設、塩化第二鉄溶解槽、活性炭製造用反応炉	全施設	30
③塩化水素				
	13	廃棄物焼却炉	全施設	※700
	16～19	塩素急速冷却施設、塩化第二鉄溶解槽、活性炭製造用反応炉	全施設	80
④弗素、弗化水素及び弗化珪素				
	9	ガラス溶融炉	原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用する	10
	20	電解炉	全施設 (排出口での値)	1.0 (3.0)
	21	過燐酸反応施設、重過燐酸反応施設	過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用のものに限る	15
		電気炉	燐酸質肥料の製造用のもの	
		平炉	燐酸質肥料の製造用のもの	20
		上記以外の反応施設 濃縮施設	全施設	10
		溶解炉	燐酸質肥料の製造用のものを除く	
	22	弗素凝縮施設、吸収施設、蒸留施設	全施設	10
	23	トリポリ燐酸ナトリウム用反応施設、乾燥炉、焼成炉		
⑤鉛及びその化合物				
	9	ガラス溶融炉	原料として酸化鉛を使用するもの	20
	14	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	全施設	10
		焼結炉、溶鉱炉	全施設	30
	24～26	鉛溶解炉、鉛反射炉、鉛反応炉、乾燥施設	全施設	10

※ 塩化水素の排出基準のうち廃棄物焼却炉は On = 12 で換算された量とする。

※ 当該有害物質の量には、すすの掃除などで、やむを得ず排出される有害物質（1時間につき6分間を超えないものに限る）は含まれないものとする。

(5) 測定義務(法第16条)

ばい煙発生施設の設置者は、下記表のとおり定期的にばい煙測定を実施し、その記録を 3 年間保存しておかなければなりません。

ばい煙発生施設の測定回数(施行規則第15条)

測　　定	施 設 の 区 分		測 定 回 数
硫黄酸化物の排出量	硫黄酸化物の排出量が $10m^3_N/h$ 以上の施設	特定工場	常時
		その他	2 月を超えない作業期間ごとに1回以上
ばいじんの濃度 *1、*2	排出ガス量が $40,000m^3_N/h$ 以上の施設及び 廃棄物焼却炉のうち焼却能力が 4,000kg/h 以上のもの		2 月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が $40,000m^3_N/h$ 未満の施設及び 廃棄物焼却炉のうち焼却能力が 4,000kg/h 未満のもの		年2回以上
窒素酸化物等の有害物質の濃度 *2	排出ガス量が $40,000m^3_N/h$ 以上の施設		2 月を超えない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量が $40,000m^3_N/h$ 未満の施設		年2回以上

＊1　ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機関については、排出ガス量による規模にかかわらず、5 年に1 回以上

＊2　ガス発生炉のうち燃料電池用改質器については、排出ガス量による規模にかかわらず、5 年に1 回以上

2 揮発性有機化合物排出施設

揮発性有機化合物（VOC）排出施設を設置または変更しようとする者は、あらかじめ市長に所定の事項を届け出なければなりません（届出の時期は「6 届出・報告要領」（P35）を参照）。

また、VOC 排出施設設置者は、年1回以上、VOC 排出施設に係る VOC 濃度を測定し、3年間の記録の保存が必要です。ただし、フレアスタック（グランドフレアを含む。）により排出ガスを燃焼処理している場合、及び貯蔵タンクで且つ非常に高濃度の VOC が排出され火災等の災害が懸念される場合には、測定をする必要はありません。この場合には、排出ガスの VOC 濃度を計算により求めておかなければなりません。

揮発性有機化合物排出施設及び排出基準　（大気汚染防止法施行令別表第1の2）
（大気汚染防止法施行規則別表第5の2）

<table>
<tr><th>項</th><th>施　設</th><th>規　模</th><th colspan="2">排出基準</th></tr>
<tr><td>1</td><td>揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設</td><td>送風機の送風能力が 3,000 m^3／h 以上のもの</td><td colspan="2">600ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">塗装施設
（吹付塗装に限る。）</td><td rowspan="2">排風機の排風能力が 100,000m^3／h 以上のもの</td><td>自動車の製造の用に供するもの</td><td>400ppmC
（H18.3.31 以前の設置施設は 700ppmC）</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>700ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">塗装の用に供する乾燥施設
（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）</td><td rowspan="2">送風機の送風能力が 10,000m^3／h 以上のもの</td><td>木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの</td><td>1,000ppmC</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>600ppmC</td></tr>
<tr><td>4</td><td>印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設</td><td>送風機の送風能力が 5,000 m^3／h 以上のもの</td><td colspan="2">1,400ppmC</td></tr>
<tr><td>5</td><td>接着の用に供する乾燥施設
（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）</td><td>送風機の送風能力が 15,000m^3／h 以上のもの</td><td colspan="2">1,400ppmC</td></tr>
<tr><td>6</td><td>印刷の用に供する乾燥施設
（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）</td><td>送風機の送風能力が 7,000 m^3／h 以上のもの</td><td colspan="2">400ppmC</td></tr>
<tr><td>7</td><td>印刷の用に供する乾燥施設
（グラビア印刷に係るものに限る。）</td><td>送風機の送風能力が 27,000m^3／h 以上のもの</td><td colspan="2">700ppmC</td></tr>
<tr><td>8</td><td>工業製品の洗浄施設
（乾燥施設を含む。）</td><td>洗浄剤が空気に接する面の面積が 5m^2 以上のもの</td><td colspan="2">400ppmC</td></tr>
<tr><td>9</td><td>ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）</td><td>1,000kL 以上のもの</td><td colspan="2">60,000ppmC
（H18.3.31 以前に設置の貯蔵タンクは当分の間、容量が 2,000kL 以上のものについて排出基準を適用する。）</td></tr>
</table>

（注　意）

- 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。
- 「乾燥施設」は VOC を蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は VOC を洗浄剤として用いるものに限る。
- 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

3 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設を設置または変更しようとする者は、事前に市長に所定の事項を届け出なければなりません（届出の時期は「6 届出・報告要領」（P35）を参照）。

一般粉じん発生施設及び基準　（大気汚染防止法施行令別表第2）
（大気汚染防止法施行規則別表第6）

項	施　設	規　模	構造、使用及び管理の基準
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000m^{2}以上	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上、又はバケットの内容積が0.03m^{3}以上	粉じんを飛散するおそれのある鉱物、土石またはセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に3又は4の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kW以上	

4 水銀排出施設

水銀排出施設を設置または変更しようとする者は、あらかじめ市長に所定の事項を届け出なければなりません（届出の時期は「6 届出・報告要領」（P35）を参照）。

（1）水銀排出施設の種類（法第2条第14項、施行令第3条の5、施行規則第5条の2）

水銀排出施設及び排出基準 （大気汚染防止法施行規則別表第3の3）

<table>
<tr><th rowspan="2">項</th><th colspan="3" rowspan="2">水 銀 排 出 施 設</th><th rowspan="2">施 設 規 模</th><th colspan="2">排出基準※1
（μg/Nm³）</th><th rowspan="2">On
(%)</th></tr>
<tr><th>新設</th><th>既設※2</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="3">小型石炭混焼ボイラー※4</td><td rowspan="2">・伝熱面積 10m² 以上
・燃焼能力※3 50L/時以上</td><td>10</td><td>15</td><td>6</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="3">石炭専焼ボイラー
大型石炭混焼ボイラー</td><td>8</td><td>10</td><td>6</td></tr>
<tr><td>3</td><td rowspan="6">非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業金）製造に用いられる精錬及び焙焼の工程</td><td rowspan="3">一次施設</td><td>銅又は工業金</td><td rowspan="6">①金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煆焼炉/金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉
・原料処理能力 1t/時以上

②金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）
・火格子面積 1m² 以上
・羽口面断面積 0.5m² 以上
・燃焼能力※3 50L/時以上
・変圧器定格容量 200kVA 以上

③銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉
・原料処理能力 0.5t/時以上
・火格子面積 0.5m² 以上
・羽口面断面積 0.2m² 以上
・燃焼能力※3 20L/時以上

④鉛の二次精錬の用に供する溶解炉
・燃焼能力※3 10L/時以上
・変圧器定格容量 40kVA 以上

⑤亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉
・原料処理能力 0.5t/時以上</td><td>15</td><td>30</td><td>Os</td></tr>
<tr><td>4</td><td>鉛又は亜鉛</td><td>30</td><td>50</td><td>Os</td></tr>
<tr><td>5</td><td rowspan="3">二次施設</td><td>銅、鉛又は亜鉛</td><td>100</td><td>400</td><td>Os</td></tr>
<tr><td>6</td><td>工業金</td><td>30</td><td>50</td><td>Os</td></tr>
</table>

7	セメントの製造の用に供する焼成炉	・火格子面積 1m^{2}以上 ・燃焼能力※3　50L/時以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上	50	80※5	10
8	廃棄物焼却炉 （一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）	・火格子面積 2m^{2}以上 ・焼却能力 200kg/時以上	30	50	12
9	水銀含有汚泥等の焼却炉	水銀回収義務付け産業廃棄物※6又は水銀含有再生資源※7を取扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。） 【施設規模による裾切りはなし。】	50	100	12

※1　既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

排出基準は、次式によって所定の酸素の濃度に換算した水銀濃度に適用されます。ただし、熱源として電気を使用する施設については、標準酸素濃度補正は行いません。

$$C = Cs \times \frac{21 - On}{21 - Os}$$

C　：酸素の濃度 On における濃度（0℃、101.32kPa）（μg/Nm^3）
Cs　：排出ガス中の実測水銀濃度（0℃、101.32kPa）（μg/Nm^3）
On　：施設ごとに定める標準酸素濃度　(%)
Os　：排出ガス中の酸素の濃度　(%)（ただし、20%を超えるときは 20%とします。）

※2　施行日（平成30年4月1日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）
※3　バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの
※4　バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの
※5　原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140μg/Nm^{3}です。
※6　水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。
※7　水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(2) 排出ガス中の水銀濃度の測定（法第18条の35、施行規則第16条の18）

① 測定対象

全水銀（ガス状水銀及び粒子状水銀）

② 測定方法

「排出ガス中の水銀測定法（平成28年9月26日環境省告示第94号）」のとおりです。

ガス状水銀と粒子状水銀をそれぞれ測定し、その濃度の合計により排出基準への適合を判断します。ただし、粒子状水銀については、一定の条件を満たせば、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなすことができます。

③ 測定頻度

施　設　区　分	測　定　頻　度
①排出ガス量が4万 Nm^3/時以上の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
②排出ガス量が4万 Nm^3/時未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
③専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
④専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	

④ 測定結果の記録

記録表（様式第7の2）又は計量証明書で3年間保存しなければなりません。

⑤ 定期測定の結果が排出基準を超えた場合

水銀排出施設の稼動条件を一定に保った上で、速やかに計3回以上の再測定（試料の再採取を含む。）を実施し、初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価します。

なお、初回の測定結果が排出基準の値の1．5倍を超過していた場合は、初回測定結果が得られた後から30日以内に、それ以外の場合は60日以内に実施し結果を得る必要があります。

5 特定粉じん排出等作業

（1） 規制対象となる建築材料（特定建築材料）（施行令第3条の3）

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料

特定建築材料の例

特定建築材料の区分		建築材料の具体例
レベル１建材	吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式）、③石綿含有ひる石吹付け材、④石綿含有パーライト吹付け材
レベル２建材	石綿を含有する断熱材	①屋根用折板裏断熱材、②煙突用断熱材
	石綿を含有する保温材	①石綿保温材、②石綿含有けいそう土保温材、③石綿含有パーライト保温材、④石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑤石綿含有ひる石保温材、⑥石綿含有水練り保温材
	石綿を含有する耐火被覆材	①石綿含有耐火被覆板、②石綿含有けい酸カルシウム板第２種
レベル３建材	石綿を含有する仕上塗材	石綿含有建築用仕上塗材
	石綿含有成形板等	①石綿含有成形板、②石綿含有セメント管、③押出成形品

（2） 用語の定義

✓ 特定粉じん排出等作業（施行令第3条の4）

① 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業

② 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

✓ 特定工事（法第2条第12項）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

✓ 届出対象特定工事（法第18条の17第1項、施行令第10条の2）

特定工事のうち、「レベル1建材・レベル2建材」に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの

✓ 解体等工事（法第18条の15第1項）

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事

（3） 解体等工事の流れ

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策の主な流れは、次のとおりです。

※各項目に付いているア）～シ）は次ページ以降の見出しを対応させています。

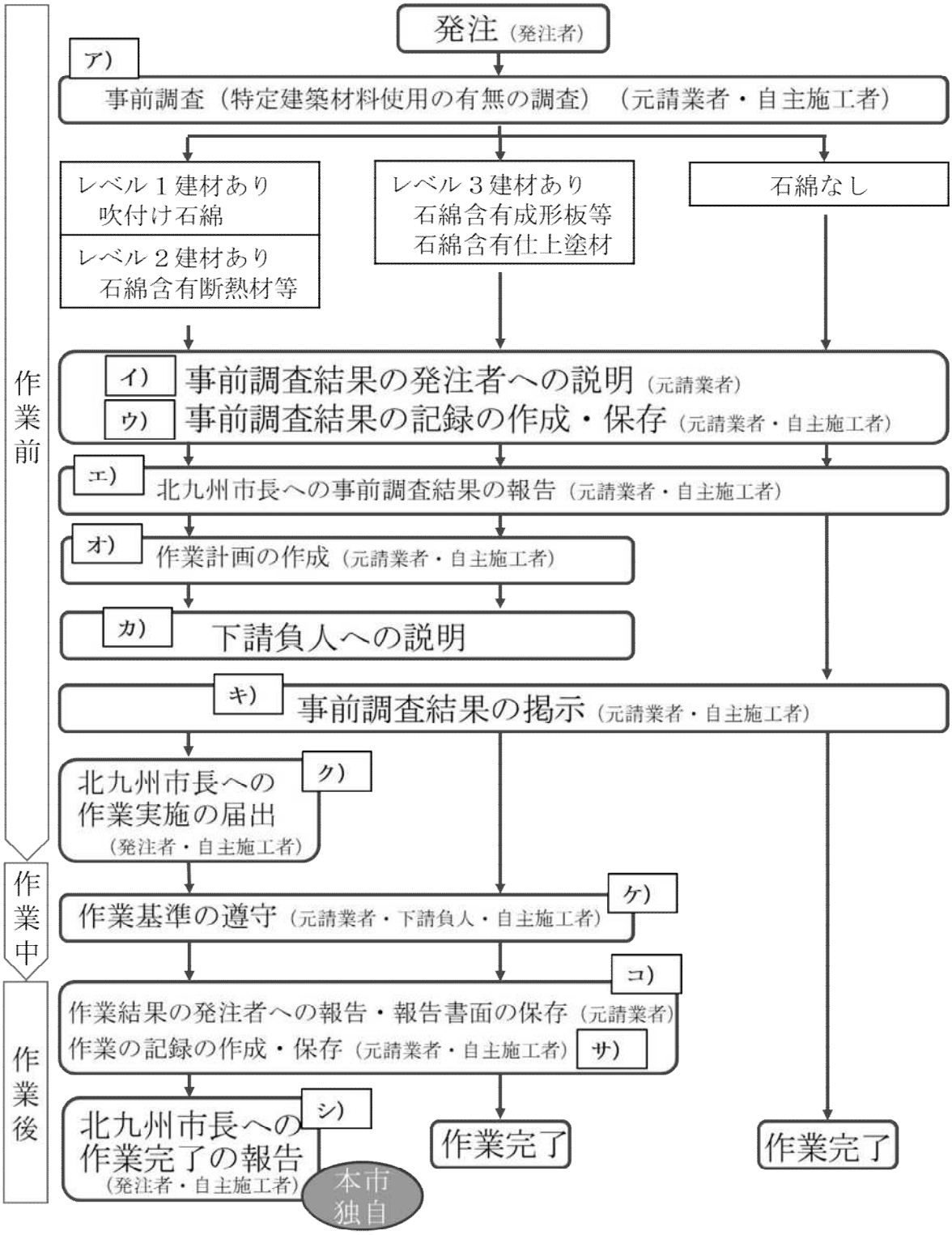

ア） 事前調査（法第18条の15第1項・第4項）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、工事を行う前に特定建築材料の使用の有無について調査する必要があります。

【事前調査の方法（施行規則第16条の5第1号・第3号）】

① 「設計図書等による書面調査」（必須）

② 「現地での目視調査」（必須）

③ ①及び②で石綿の有無が明らかにならなかったときは、「分析調査」もしくは「石綿含有とみなす」

なお、平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置工事に着手した工作物については、着工日等を設計図書等の書面で調査するだけで構いません。

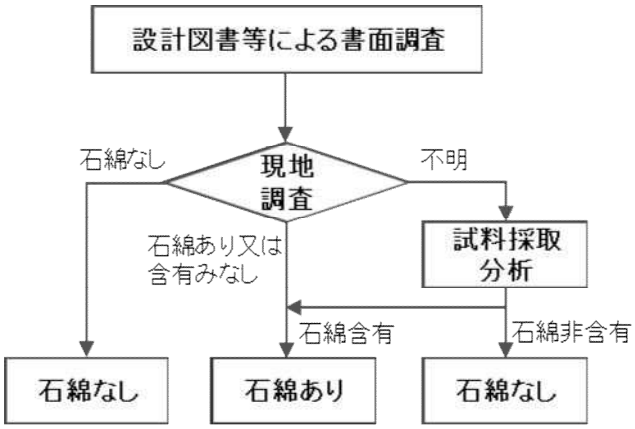

【事前調査を行う者（施行規則第16条の5第2号）】

建築物の事前調査は、環境大臣が定める次の必要な知識を有する者に実施させる必要があります。

① 一般建築物石綿含有建材調査者

② 特定建築物石綿含有建材調査者

③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみに限る。）

④ 令和5年9月30日までに、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

イ） 事前調査結果の発注者への説明（法第18条の15第1項）

解体等工事の元請業者は、工事開始前（届出対象特定工事の場合は特定粉じん排出等作業の開始の14日前まで）に書面で発注者に事前調査結果を説明する必要があります。当該書面の写しは、工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

事前調査結果の発注者への説明事項（法第18条の15第1項、施行規則第16条の7）

説明事項	特定工事該当		特定工事非該当
	レベル1・2建材あり	レベル3建材あり	石綿なし
事前調査の結果	○	○	○
建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	○	○	－
特定粉じん排出等作業の種類	○	○	－
特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	－
特定粉じん排出等作業の方法	○	○	－
特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	○	－	－
事前調査を終了した年月日	○	○	○
事前調査の方法	○	○	○
事前調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項	○	○	○
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	○	－	－
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○	－
特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	－
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	－	－

ウ） 事前調査結果の記録の作成・保存（法第18条の15第3項・第4項・第5項）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。また、当該記録の写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。

事前調査に関する記録事項（施行規則第16条の8）

① 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
② 解体等工事の場所
③ 解体等工事の名称及び概要
④ 事前調査を終了した年月日
⑤ 事前調査の方法
⑥ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（ガスケット又はグランドパッキンがある場合は、その建築材料を設置した年月日）
⑦ 解体等工事に係る建築物等の概要
⑧ 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分
⑨ 事前調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し
⑩ 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
⑪ 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及びその根拠

●設計図書等に記載されている設置年月日により明らかに石綿非含有と判明した場合は①～⑥のみ。

エ） 北九州市長への事前調査結果の報告（法第18条の15第6項）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときは、遅滞なく事前調査結果を北九州市（環境監視課）に報告する必要があります。

【報告の対象（施行規則第16条の11第1項）】

① 建築物の解体工事で、対象の床面積合計 80 平方メートル以上
② 建築物の改造・補修工事で、請負代金の合計額が 100 万円以上
③ 工作物（環境大臣が定めるもの（令和2年環境省告示第77号）に限る。）の解体・改造・補修工事で、請負代金の合計額が 100 万円以上

【報告の方法（施行規則第16条の11第4項）】

原則として国が整備した電子システム（石綿事前調査結果報告システム）により報告

オ） 作業計画の作成（法第18条の14）

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき作業を行う必要があります。

作業計画の記載事項（施行規則第16条の4第1号）

① 工事の概要	特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
	特定工事の場所
② 石綿含有建材除去等作業	特定粉じん排出等作業の種類
	特定粉じん排出等作業の実施の期間
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積
③ 石綿飛散防止措置	特定粉じん排出等作業の方法
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
④ 工事の工程表	特定粉じん排出等作業の工程を明示した建設工事の工程の概要
⑤ 施工体制	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

カ） 下請負人への説明（法第18条の16第3項）

特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部または一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、説明する必要があります。

下請負人への説明事項（施行規則第10条の4第2項、第16条の4第1号）

特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
特定粉じん排出等作業の種類
特定粉じん排出作業の実施の期間
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

キ） 事前調査結果の掲示（法第18条の15第5項）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査結果及び作業方法を解体等工事の現場において公衆の見やすい場所にA3用紙以上の大きさで掲示する必要があります。

事前調査結果等の掲示事項（施行規則第16条の4第2号、第16条の10）

	掲示事項	特定工事該当		特定工事非該当
		レベル1･2建材あり	レベル3建材あり	石綿なし
事前調査結果	事前調査の結果	○	○	○
	元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	○
	事前調査を終了した年月日	○	○	○
	事前調査の方法	○	○	○
	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	○	○	－
作業に係る掲示	発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○	○	－
	特定粉じん排出等作業の実施の届出年月日及び届出先	○	－	－
	特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法	○	○	－
	元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	－

ク） 北九州市長への作業実施の届出（法第18条の17）

届出対象特定工事の発注者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の14日前までに北九州市（環境監視課）に届出が必要です。

＜注意＞

① 「特定粉じん排出等作業の開始」とは、石綿を除去する日ではなく、除去に係る足場作り、養生等の作業開始を意味します。

② 「14 日前までに」とは、届出日及び作業開始日を含めない期間が 14 日以上要することを意味します。

特定粉じん排出等作業実施届出書及び添付書類（施行規則第10条の4）

＜届出書＞
特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の5）、特定粉じん排出等作業の方法（別紙）
＜添付書類＞
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
＜本市が添付をお願いしているもの＞
集じん・排気装置の排気風量計算書（1時間あたりの換気回数の計算書）
粉じん飛散抑制剤（湿潤剤）及び粉じん飛散防止処理剤（固化剤）の必要量計算書
事前調査結果の説明書面の写し
特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会修了証等の写し
廃棄物処理を委託する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者の業許可証の写し

ケ） 作業基準の遵守（法第18条の14、第18条の19、第18条の20）

特定工事の元請業者、下請負人又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の作業基準を遵守する必要があります。

作業基準（施行規則第16条の4）

① 作業計画の作成	オ）を参照
② 掲示	キ）を参照
③ 作業の記録	特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。
④ 作業が適切に行われていることの確認	特定工事の元請業者は、下請負人が作成した記録（③）により作業が計画に基づき適切に行われているか確認する必要があります。
⑤ 除去等の完了の確認	特定工事の元請業者又は自主施工者は、除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているかについて、「必要な知識を有する者」に目視で確認させる必要があります。 【必要な知識を有する者】 ✓建築物：建築物石綿含有建材調査者等又は石綿作業主任者 ✓工作物：石綿作業主任者
⑥ 作業の方法	作業の種類ごとに次表のとおり。

作業の方法（施行規則別表第7）

項	作業の種類	作業の方法
一	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たつては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ　作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Ｚ八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ　イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ　特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ　イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト　特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
二	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ　特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

三	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ　電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）　特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ　特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
四	令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ　イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ　石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （1）　特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （2）　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ　特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
五	令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
六	令第三条の四第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守

		すること。 ロ　特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ　吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

コ）　作業結果の発注者への報告（法第18条の23第1項）

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対しその結果を書面で遅滞なく報告する必要があります。当該書面の写しは、工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

作業結果の発注者への報告事項（施行規則第16条の16第1項）

特定粉じん排出等作業が完了した年月日
特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
特定建築材料の除去等の完了確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

サ）　作業の記録の作成・保存（法第18条の23）

特定工事の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、当該作業に関する記録を作成する必要があります。当該記録は、工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。

特定粉じん排出等作業に関する記録事項（施行規則第16条の16第2項）

特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	
特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特定工事の場所	
特定粉じん排出等作業の種類	
特定粉じん排出等作業を実施した期間	
特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。）	
	除去又は囲い込み等の完了の確認をした年月日、確認の結果及び確認を行った者の氏名 当該者が必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し
	負圧隔離等を伴う作業については、集じん・排気装置が正常に稼働すること、作業場及び前室が負圧に保たれていること、隔離を解くに当たっての薬液等の散布・清掃等その他の石綿の処理がなされたこと・石綿が排出又は飛散するおそれがないことの確認結果、確認年月日、確認の方法、確認を行った者の氏名

シ） 北九州市長への作業完了の報告（本市独自）（北九州市公害防止条例第 20 条の2）

ク）の届出を行った発注者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の完了から 60 日以内に、その結果を北九州市（環境監視課）に報告していただくようお願いします（令和6年2月１日から義務化）。

特定粉じん排出等作業完了報告書

＜届出書（本市様式）＞
特定粉じん排出等作業完了報告書 作業実施の状況等

＜参考＞

建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止対策の詳細については、環境省ホームページや以下のマニュアルを参照してください。

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策
徹底マニュアル（令和6年2月改正）
URL：https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

6 届出・報告要領

届出・報告の種類			届出・報告の時期	届出・報告根拠
ばい煙 発生施設	設置届	施設を設置（新設、増設）する場合	設置の 60 日以上前	6 条 1 項
	使用届	設置している施設が新たにばい煙発生施設となった場合	ばい煙発生施設となった日から 30 日以内	7 条 1 項
	変更届	施設の構造、使用の方法、処理の方法を変更しようとする場合	変更の 60 日以上前	8 条1項
揮発性有機化合物 （VOC） 排出施設	設置届	施設を設置（新設、増設）する場合	設置の 60 日以上前	17 条の 5・1 項
	使用届	設置している施設が新たに VOC 発生施設となった場合	VOC 排出施設となった日から 30 日以内	17 条の 6・1 項
	変更届	施設の構造、使用の方法、処理の方法を変更する場合	変更の 60 日以上前	17 条の 7・1 項
一般粉じん 発生施設	設置届	施設を設置する場合	設置の前	18 条1項
	使用届	設置している施設が新たに一般粉じん発生施設となった場合	一般粉じん発生施設となった日から 30 日以内	18 条の 2・1 項
	変更届	施設の構造、使用及び管理の方法を変更する場合	変更の前	18 条 3 項
水銀 排出施設	設置届	施設を設置（新設、増設）する場合	設置の 60 日以上前	18 条の 28・1 項
	使用届	設置している施設が新たに水銀排出施設となった場合	水銀排出施設となった日から 30 日以内	18 条の 29・1 項
	変更届	施設の構造、使用の方法、処理の方法を変更しようとする場合	変更の 60 日以上前	18 条の 30・1 項
氏名等変更届		届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合	変更のあった日から 30 日以内	11 条 17 条の 13・2 項 18 条の 13・2 項 18 条の 36・2 項
廃止届		ばい煙発生施設 、VOC 排出施設、一般粉じん発生施設、水銀排出施設の使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内	11 条 17 条の 13・2 項 18 条の 13・2 項 18 条の 36・2 項
承継届		ばい煙発生施設、VOC 排出施設、一般粉じん発生施設、水銀排出施設を譲り受け又は借り受け、相続、合併、分割により承継した場合	承継した日から 30 日以内	12 条 3 項 17 条の 13・2 項 18 条の 13・2 項 18 条の 36・2 項
特定粉じん排出等 作業実施届		レベル1建材・レベル2建材に係る特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工する場合	作業開始の日の 14 日前まで	18 条の 17・1 項
特定粉じん排出等 作業完了報告		レベル1建材・レベル2建材に係る特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を施工し、発生した廃棄物を適正処理した場合	作業完了日から 60 日以内	市条例 20 条の 2 1 項・4 項

Ⅱ　ダイオキシン類対策特別措置法による規制

1　特定施設（大気基準適用施設）

特定施設の設置等をしようとする者は、あらかじめ市長に所定の事項を届け出なければなりません（届出の時期は「3　届出要領」（P37）を参照）。

ダイオキシン類に係る特定施設（大気基準適用施設）及び排出基準

（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1）

号	特定施設	施設規模		排出基準 (ng-TEQ/m^3_N) 新設施設	排出基準 (ng-TEQ/m^3_N) 既設施設
1	焼結炉（銑鉄の製造の用に供する焼結鉱を製造するもの）	原料の処理能力が 1t/h 以上		0.1	1
2	製鋼用電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の用に供するものを除く）	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上		0.5	5
3	亜鉛の回収（製鋼用電気炉の集じん機で集められたばいじんからのものに限る）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が　0.5t/h 以上		1	10
4	アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉(アルミニウム合金の製造を行う工場内の圧延工程において生じたものを除くアルミニウムくずを原料として使用するものに限る)	焙焼炉 乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/h 以上	1	5
		溶解炉	容量が 1t 以上		
5	廃棄物焼却炉 ※ ただし、焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、その合計	火床面積 0.5m^2 以上、又は焼却能力 50kg/h 以上	（焼却能力）4t/h 以上	0.1	1
			2t/h～4t/h	1	5
			2t/h 未満	5	10

※ 既設施設とは、平成 12 年 1 月 15 日時点で設置又は設置の工事が着手されているもの。
　ただし、火格子面積 2m^2 以上又は焼却能力が 200kg/h 以上の廃棄物焼却炉及び製鋼用電気炉については平成 9 年 12 月 1 日時点で設置又は設置の工事が着手されているもの。

※ 排出基準のうち焼結炉については On = 15%、廃棄物焼却炉については On = 12%で換算した値とする。

２ 測定及び報告義務

特定施設（大気基準適用施設）の設置者は、排出ガス中のダイオキシン類濃度を年１回以上測定することが義務づけられています。特定施設のうち廃棄物焼却炉については、併せて、集じん機により集められたばいじん及び焼却灰その他燃えがらについて測定を行わなければなりません。

なお、設置者は、測定結果を毎年 1 回市長に報告し、報告を受けた市長は、その測定結果を公表することになっています。

３ 届出要領

届 出 の 種 類		届 出 の 時 期	届出根拠
設置届	特定施設を設置する場合	設置の 60 日以上前に提出	12 条 1 項
使用届	設置している施設が新たに特定施設となった場合	特定施設となった日から 30 日以内	13 条 1 項
構造等の変更届	特定施設の構造、使用の方法、排出ガスの処理の方法等を変更する場合	変更の 60 日以上前	14 条 1 項
氏名等の変更届	届出者の氏名・住所、あるいは特定事業場の名称・所在地に変更があった場合	変更のあった日から 30 日以内	18 条
廃止届	特定施設の使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内	18 条
承継届	特定施設を譲り受け、借り受け、相続、合併、分割により承継した場合	承継した日から 30 日以内	19 条 3 項

※ ただし、瀬戸内海環境保全特別措置法による規制対象事業場における水質基準対象施設については、同法による許可申請又は届出が必要。

Ⅲ　公害防止組織の整備

1　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止に関する組織を整備し、それらの業務を行う者の氏名等を届け出なければなりません。

（1）　特定工場

製造業（物品加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業で、下記の要件をいずれか満たす工場

①　ばい煙関係

ばい煙発生施設を設置している工場のうち、次に掲げる工場

ア）　次のいずれかの施設を設置している工場

- 大気汚染防止法施行令別表第１の９項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供する施設に限る。）
- 大気汚染防止法施行令別表第１の 14～26 項に掲げるばい煙発生施設

イ）　ア）に掲げる工場以外の工場でばい煙発生施設（大気汚染防止法施行令別表第１の 13 項に掲げる廃棄物焼却炉を除く。）から排出される排出ガス量の最大値の合計が１万 m^3_N/h 以上の工場

②　一般粉じん関係

一般粉じん発生施設を設置している全ての工場

③　ダイオキシン類関係

ダイオキシン類に係る特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の５項に掲げる廃棄物焼却炉を除く。）を設置している全ての工場

（2） 公害防止組織

① 公害防止管理者及び代理者

特定事業者は、公害防止の技術的事項を管理する公害防止管理者及び代理者を 60 日以内に選任し、選任後 30 日以内に市長に届け出なければなりません。資格要件については次表のとおりです。

② 公害防止統括者及び代理者

施設の監視、維持、使用等を統括管理する公害防止統括者及び代理者を 30 日以内に選任し、選任後 30 日以内に市長に届け出なければなりません。

ただし、特定事業者の常時使用する従業員の数が 20 人以下の場合は除きます。資格要件はありません。

公害防止管理者及び代理者の資格要件

工 場 の 区 分	排 出 ガ ス 量	資　　格
前頁 (1)の①のア) に掲げる工場	4 万 m^3_N/h 以上	大気 1 種
	4 万 m^3_N/h 未満	大気 1 種又は 2 種
前頁 (1)の①のイ) に掲げる工場	4 万 m^3_N/h 以上	大気 1 種又は 3 種
	1 万以上 4 万 m^3_N/h 未満	大気 1 種、2 種、3 種又は 4 種
前頁 (1) の②に掲げる工場		大気 1 種、2 種、3 種、4 種、特定粉じん又は一般粉じん
前頁 (1) の③に掲げる工場		ダイオキシン類関係

③ 公害防止主任管理者及び代理者

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者及び代理者を 60 日以内に選任し、選任後 30 日以内に市長に届け出なければなりません。公害防止主任管理者を選任すべき工場 及びその資格要件については以下のとおりです。

ただし、大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者の両者間の指揮・調整を要しない場合や両公害防止管理者を同一人が兼任している場合など、当該工場からのばい煙並びに汚水及び廃液が確実に処理できる場合には、公害防止主任管理者の選任を免除することができます。

公害防止主任管理者及び代理者の資格要件

施 設 の 区 分	資　　格
ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が 4 万 m^3_N/h 以上でかつ排出水量が 1 万 m^3/日以上の工場	次のいずれかの要件を満たすもの ア 公害防止主任管理者 イ 大気 1 種又は 3 種かつ水質 1 種又は 3 種

2 北九州市公害防止条例

北九州市公害防止条例に基づき、ばい煙発生施設及びばい煙に係る指定施設を設置する者は、事故時及び緊急時における措置その他公害防止に関し直接担当する者（公害防止担当者）の氏名を市長に届け出なければなりません。資格要件はありません。

Ⅳ　北九州市公害防止条例による規制

1　指定施設

大気汚染防止法のばい煙発生施設の規模要件に該当しない小規模の施設についてもばい煙に係る指定施設として位置付け、ばい煙排出等の規制を行っています。指定施設（下表参照）を設置又は変更しようとする者は、あらかじめ市長に所定の事項を届け出なければなりません（届出の時期は「2 届出要領」（P40）を参照）。

指定施設　（北九州市公害防止条例施行規則別表第 1）

<table>
<tr><th colspan="3">指　定　施　設</th><th colspan="4">規　制　基　準</th></tr>
<tr><th>番号</th><th>施　設　名</th><th>規模又は能力</th><th>硫黄酸化物</th><th colspan="3">ばいじん</th></tr>
<tr><td>1</td><td>金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び焼焼炉（大気汚染防止法の対象施設を除く。）</td><td>原料の処理能力が 1 時間当たり 1t 未満であること。</td><td rowspan="10">次の式により算出した排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量とする。
$q = K \times 10^{-3} \times He^2$</td><td colspan="2"></td><td>0.4g</td></tr>
<tr><td>2</td><td>金属の精錬又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉及び大気汚染防止法の対象施設を除く。）</td><td rowspan="8">火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 0.5m² 以上 1.0m² 未満であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が 0.25m² 以上 0.5m² 未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 30ℓ 以上 50ℓ未満であるか、又は変圧器の定格容量が 100kVA 以上 200kVA 未満であること。</td><td colspan="2"></td><td>0.4g</td></tr>
<tr><td>3</td><td>金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉</td><td colspan="2"></td><td>0.4g</td></tr>
<tr><td>4</td><td>石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉</td><td colspan="2"></td><td>0.2g</td></tr>
<tr><td rowspan="4">5</td><td rowspan="4">窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉</td><td rowspan="2">焼成炉（石炭焼成炉に限る。）</td><td>土中釜</td><td>0.8g</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>0.6g</td></tr>
<tr><td colspan="2">溶融炉（るつぼ炉に限る）</td><td>0.5g</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の焼成炉及び溶融炉</td><td>0.4g</td></tr>
<tr><td>6</td><td>無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（大気汚染防止法の対象施設を除く。）</td><td colspan="2"></td><td>0.4g</td></tr>
<tr><td>7</td><td>乾燥炉（大気汚染防止法の対象施設を除く。）</td><td colspan="2"></td><td>0.4g</td></tr>
<tr><td>8</td><td>製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉</td><td>変圧器の定格容量が 1,000kVA 未満であること。</td><td colspan="2"></td><td>0.6g</td></tr>
<tr><td>9</td><td>廃棄物焼却炉</td><td>火格子面積が 1m² 以上 2m² 未満であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上 200kg 未満のもの。</td><td colspan="2"></td><td>0.15g</td></tr>
</table>

（備 考）

1 硫黄酸化物の量の算式において、q、K、及び He は、大気汚染防止法に定める硫黄酸化物の基準式と同じものです。ただし、K の値は 3.5 です。

2 ばいじんの排出基準は、温度が摂氏零度であって圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりのばいじん量とします。

3 硫黄酸化物の量及びばいじんの量の測定方法は、大気汚染防止法施行規則（S46 年厚生省、通商産業省令第 1 号）別表第 1 及び第 2 の備考に定めるところによります。

4 次に掲げる施設は、指定施設から除きます。

(1) 鉱山保安法（S24 法律第 70 号）第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に係る施設

(2) 電気事業法（S39 法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物であってばい煙を発生する施設

(3) ガス事業法（S29 法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物であってばい煙を発生する施設

5 廃棄物焼却炉に係るばいじんの規制基準は、平成 11 年 6 月 30 日以前の設置のものは、平成 13 年 4 月 1 日から当分の間 0.25 グラムとします。

6 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（北九州市規則第 22 号）（令和 5 年 5 月 10 日公布、公布日から施行）により、ボイラーは指定施設から除外されました。

2 北九州市公害防止担当者（再掲）

北九州市公害防止条例に基づき、ばい煙発生施設及びばい煙に係る指定施設を設置する者は、事故時及び緊急時における措置その他公害防止に関し直接担当する者（公害防止担当者）の氏名を市長に届け出なければなりません。資格要件はありません。

3 届出要領

届 出 の 種 類		届 出 の 時 期	届出根拠
設置届	指定施設を設置（新設、増設）しようとする場合	設置の 60 日以上前	8 条 1 項
使用届	設置している施設が新たに指定施設となった場合	指定施設となった日から 30 日以内	9 条 1 項
変更届	指定施設の構造、使用の方法、処理の方法等を変更しようとする場合	変更の 60 日以上前	10 条 2 項
氏名等の変更届	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合	変更のあった日から 30 日以内	10 条 1 項
廃止届	指定施設の使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内	10 条 1 項
承継届	指定施設を譲り受け又は借り受け、相続、合併、分割等により承継した場合	承継した日から 30 日以内	13 条 3 項
公害防止担当者届	ばい煙発生施設若しくは指定施設を設置するもの	随時（新設時、担当者が異動等の理由で交替したとき）	25 条

4　北九州市への特定粉じん排出等作業の完了報告（レベル 1、レベル 2 建材のみ）

北九州市公害防止条例の一部を改正する条例（令和 5 年 10 月）に基づき、令和 6 年 2 月 1 日から特定粉じん排出等作業における北九州市への完了報告が義務化となりました（第 20 条の2）。対象は特定粉じん排出等作業の実施届出を行った発注者又は自主施工者です。特定粉じん排出等作業及びこれに伴い発生した廃棄物の処理が完了したときは、作業完了から 60 日以内に、北九州市（環境監視課）に結果を報告していただくようお願いします（「5　特定粉じん排出等作業」（p.23）を参照）。

届 出 の 種 類		届出の時期	根 拠
特定粉じん排出等作業完了報告書	特定粉じん排出等作業及びこれに伴い発生した廃棄物の処理が完了したとき	作業完了から 60 日以内	20 条の2 1 項, 4 項

Ⅵ　悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭を規制しています。

１　特定悪臭物質及び規制基準

（悪臭防止法施行令第一条）
（昭和 48 年北九州市告示第 193 号）
（昭和 52 年北九州市告示第 23 号）
（平成 2 年北九州市告示第 346 号）
（平成 7 年北九州市告示 81 号）

分　　類	特定悪臭物質	1 号規制基準	2 号規制基準	3 号規制基準
硫黄化合物	メチルメルカプタン	0.002	－	有
	硫化水素	0.02	有	有
	硫化メチル	0.01	－	有
	二硫化メチル	0.009	－	有
窒素化合物	トリメチルアミン	0.005	有	－
	アンモニア	1.0	有	－
アルデヒド	アセトアルデヒド	0.05	－	－
炭化水素	スチレン	0.4	－	－
低級脂肪酸	ノルマル酪酸	0.001	－	－
	イソ吉草酸	0.001	－	－
	ノルマル吉草酸	0.0009	－	－
	プロピオン酸	0.03	－	－
アルデヒド	プロピオンアルデヒド	0.05	有	－
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	有	－
	イソブチルアルデヒド	0.02	有	－
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	有	－
	イソバレルアルデヒド	0.003	有	－
アルコール	イソブタノール	0.9	有	－
エステル	酢酸エチル	3.0	有	－
ケトン	メチルイソブチルケトン	1.0	有	－
炭化水素	トルエン	10.0	有	－
	キシレン	1.0	有	－
単　　位		ppm	次表のとおり	

２　規制地域

北九州市内全域（昭和 48 年北九州市告示第 193 号）

3 規制の基準

■ 1号規制基準 ： 敷地境界線における規制基準

事業場において事業活動に伴い発生し排出される特定悪臭物質を含む気体で、当該事業場の敷地境界線の地表における規制基準です。

■ 2号規制基準 ： 気体排出口における規制基準

事業場において事業活動に伴い発生し、事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質を含む気体の排出口における規制基準です。

基準となる流量は「悪臭防止法施行規則」第3条に規定される方法により算出されます。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

q ： 流量（m^3_N /h）

He ： 補正された排出口の高さ（m）

Cm ： 1号規制値（ppm）

■ 3号規制基準 ： 排出水における規制基準

事業場において事業活動に伴い発生し排出される特定悪臭物質を含む水で、当該事業場の敷地外における規制基準です。

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排出水量	排水中の許容限度（mg/ℓ）
メチルメルカプタン	0.001m^3/秒以下	0.03
	0.001m^3/秒を超え 0.1m^3/秒以下	0.007
	0.1m^3/秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001m^3/秒以下	0.1
	0.001m^3/秒を超え 0.1m^3/秒以下	0.02
	0.1m^3/秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001m^3/秒以下	0.3
	0.001m^3/秒を超え 0.1m^3/秒以下	0.07
	0.1m^3/秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001m^3/秒以下	0.6
	0.001m^3/秒を超え 0.1m^3/秒以下	0.1
	0.1m^3/秒を超える場合	0.03

大気汚染に係る環境基準

1　環境基本法に基づく大気の汚染に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が設定されています。

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

二酸化いおう等 6 物質の環境基準

物　　質	環 境 上 の 条 件
二酸化いおう（SO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素（NO_2）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素（CO）	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。
光化学オキシダント（Ox）	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質（PM2.5）	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ 1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。

ベンゼン等有害大気汚染物質の環境基準

物　　質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。

2　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気の汚染に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法第 7 条の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が設定されています。

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒　　体	環 境 上 の 条 件
大 気	0.6pg-TEQ/m^3 以下

※　基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とし、年間平均値とする。